#### 報告第1号

#### 新町建設計画策定小委員会経過報告について

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置 規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙 のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年10月8日報告

檜山北部3町合併協議会 会 長 内 田 東 一 檜山北部3町合併協議会 会長内田東一様

新町建設計画策定小委員会委員長 平 田 泰 雄

第3回新町建設計画策定小委員会経過報告について

平成16年9月27日、第3回新町建設計画策定小委員会を開催したので、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

#### 第3回新町建設計画策定小委員会経過報告書

- 1. 第3回新町建設計画策定小委員会の開催日時
  - ・開催日時 平成16年9月27日(月)午後1時30分~午後2時5分
  - ・開催場所 北檜山町健康センター
  - ・出席委員 8名(内 代理2人)
  - ・欠席委員 2名

#### 2. 協議内容

	協議内容	結	果
1	新町まちづくりプラン (新町建設計画)の策定に伴う北海道に対する事前協議について	対する事前協議を行っついて確認した。	ノの策定に伴う北海道にった事業整理表の報告に 7 回檜山北部3町合併協
2	新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定について	行った。	/ (案) 本文中の修正を /基本施策に係る主要事

## 檜山北部 3 町合併協議会

# 第3回新町建設計画策定小委員会

と き/平成 16 年 9 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~ ところ/北檜山町健康センター

#### 次 第

- 1. 開 会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 議事

会議録署名員の指名について

- (1) 報告第1号 新町まちづくりプラン (新町建設計画)の策定に伴う 北海道に対する事前協議について
- (2) 議案第1号 新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定について
  - ①新町まちづくりプラン(骨格案)の修正について
  - ②基本施策に係る主要事業の修正について
- 4. その他
- 5. 閉 会

## 報告第1号

新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定に伴う 北海道に対する事前協議について

新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定に伴い、別紙資料 (事業整理 表) により北海道知事あて事前協議したので報告する。

## 議案第1号

## 新町まちづくりプラン (新町建設計画) の策定について

① 新町まちづくりプラン (新町建設計画)「骨子案」本文中を次のとおり修正する。

ページ	項目	修 正 内 容
10	3町の沿革	大成町の表中「(明治 14 年)」を「(明治 12 年)」に修正
20	3交流人口	内容を別紙のとおり追加する。
27	基本施策4	基本施策4の文章中「国」を「国道」に修正
33	(2)土地利用の現状	表中の「海浜レクリエーション交流・観光ゾーン」及びを 「水産業生産・交流ゾーン」に修正し、文章を別紙のよう に修正する。
34	4 地域別整備の方 針	別紙の項目により策定する。 (内容は次回小委員会で協議)
38	主要事業	表中の「高齢者施策の推進」の項目に「高齢者福祉施設の整備」を追加する。
40	(2)水産業の振興	文章中、下段の「守り・育て・売る」を 「つくり・育て・売る」に修正する。
53	主要事業	表中の「国際交流の充実と地域間交流の推進」の項目から「国際交流アドバイザーの配置」を削る。

② 新町まちづくりプラン (新町建設計画) 基本施策に係る主要事業の修正について

別紙資料2のとおり修正する。

#### 協議第3号(継続協議)

## 新町の名称について(協定項目3)

新町の名称について、次のとおり提案する。

協議項目	新 町 の 名 称
調整の内容	新町の名称は「町」とする。

## (第8回檜山北部3町合併協議会・・協議経過)

・新町の名称候補として、「せたな町」と「北檜山町」を選定し、次回の合併協議会まで継続協議する。

平成16年10月 8日 提出

檀山北部3町合併協議会 会長 内 田 東 一

## 協議第21-4号(継続協議)

消防・防災事業の取扱いについて(協定項目21-4)

消防・防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	消防・防災事業の取扱い
調整の内容	1. 防災行政無線施設については、統一配備を含め合併後に再編する。 2. 消防団については、地域密着性、災害の地域特性を考慮し、合併後は現行の通りとし、連絡調整的要素から連合本部組織を設置する。なお、消防団の統合については、住民の要望等を捉えながら将来に向け検討を進めることとする。 3. 消防団に連絡調整の役割を担う連合消防団長(団長兼務)を設ける。 4. 消防団員の定数については、現行のとおりとする。 5. 消防団員の処遇については、合併後に調整する。

平成16年10月 8日 提出

檜山北部3町合併協議会会長 内 田 東 一